

古事記と日本書紀の暦日

－ 満月の証明 －

谷崎俊之

1 15日の問題

1.1 問題

次ページの表1からわかるように、古事記に記された天皇の没日（13件）は、すべて月の前半（1日-15日）に集中している。また、そのうち15日になっているのが5件もある。さらに13日になっている2件を加えると、半分以上が15日とその直近に起こっていることになる。日本書紀でも似たような現象はある。神功皇后を加えた34件の天皇の没日のうち、16日以後になっているのは、

神功(17日)、仁徳(16日)、反正(23日)、清寧(16日)、顕宗(25日)、安閑(17日)の6件のみである。また日本書紀に現れる（天皇の没日とは限らない）1700以上の暦日に関しても同様の傾向が認められている（貝田禎三 [1]）。

実は、日本書紀のみに関してなら、この現象の理由に関して一つの推測が可能である。これは日本書紀における暦日の記述方式と関連する。例えば仁徳天皇の没日は、日本書紀では

八十七年春正月戊子朔癸卯

と記載されているが、これは、仁徳天皇87年目の1月は、1日の干支日*1が戊子（25番目の干支）であり、その月の癸卯（40番目の干支）の日（すなわち1月16日）に仁徳天

*1 年に「甲子」や「辛亥」といった60干支が割り振られていることはよく知られているが、実は、日にも60干支が割り振られており、これを干支日という。

皇が没したことを意味する。小川清彦の研究*2により日本書紀の暦日の大半は偽造されたものだと考えられるが、偽造した人は、適当な年と月を選び、その月の1日の干支日を計算した後、これと60干支一巡の表を見比べて、事の起きた日の干支日を決めたのであろう。その際、60干支の表で1日の干支日から29日（あるいは30日）以内のところに干支日を探すことになるが、やや前よりの日付を選ぶ傾向があったかもしれない。

しかし、この理由は古事記のほうには適用できない。古事記では例えば仁徳天皇の没日は

丁卯年八月十五日

となっており、13件の各々について、干支年とその日付そのものが記載されている。したがって、古事記で13件の日付に偏りが大きくでる理由は別のところにあるものと思われる。以下、これに関するひとつの推測を述べる。

*2 例えばウィキペディアの「小川清彦（天文学者）」の項を参照されたい。おもしろいです。

表1

代数	諡	古事記			日本書紀		
		没年月日	西暦	没年齢	没年月日	西暦	没年齢
1	神武			137	丙子3月11日	BC585	127
2	綏靖			45	壬子5月10日	BC549	84
3	安寧			49	庚寅12月6日	BC511	57
4	威徳			45	甲子9月8日	BC477	
5	孝昭			93	戊子8月5日	BC393	
6	孝安			123	庚午1月9日	BC291	
7	孝霊			106	丙戌2月8日	BC215	
8	孝元			57	癸未9月2日	BC158	
9	開化			63	癸未4月9日	BC98	115
10	崇神	戊寅12月	318	168	辛卯12月5日	BC30	120
11	垂仁			153	庚午7月1日	70	140
12	景行			137	庚午11月7日	130	106
13	成務	乙卯3月15日	355	95	庚午6月11日	190	107
14	仲哀	壬戌6月11日	362	52	庚辰2月6日	200	52
	神功			100	己丑4月17日	269	100
15	応神	甲午9月9日	394	130	庚午2月15日	310	110
16	仁徳	丁卯8月15日	427	84	己亥1月16日	399	
17	履中	壬申1月3日	432	64	乙巳3月15日	405	70
18	反正	丁丑7月	437	60	庚戌1月23日	410	
19	允恭	甲午1月15日	454	78	癸巳1月14日	453	
20	安康			56	丙申8月9日	456	
21	雄略	己巳8月9日	489	124	己未8月7日	479	
22	清寧				甲子1月16日	484	
23	顕宗			38	丁卯4月25日	487	
24	仁賢				戊寅8月8日	498	
25	武烈				丙戌12月8日	506	
26	継体	丁未4月9日	527	43	辛亥2月7日	531	82
27	安閑	乙卯3月13日	535		乙卯12月17日	535	70
28	宣化				己未2月10日	539	73
29	欽明				辛卯4月	571	
30	敏達	甲辰4月6日	584		乙巳8月15日	585	
31	用明	丁未4月15日	587		丁未4月9日	587	
32	崇峻	壬子11月13日	592		壬子11月3日	592	
33	推古	戊子3月15日 癸丑	628		戊子3月7日	628	75

注:古事記没年に対応する西暦はmodulo60でしか決まらない。

この表にあるのは推定年

1.2 日付の記録はどのようになされたか

歴史

- 西暦 445：南朝の宋で元嘉暦導入。同時期に百済でも使用開始か？
- 欽明天皇 14 年（西暦 553）：百済から日本に暦博士が来日（日本書紀による）。
- 西暦 665：唐で儀鳳暦（中国での名称は麟徳暦（りんとくれき））使用開始。
- 西暦 690：（持統天皇）日本で元嘉暦と儀鳳暦の併用開始。
- 西暦 697：（文武天皇）日本で儀鳳暦の単独使用開始。

日本における太陰暦の公式使用は 7 世紀に始まるということになっているが、稲荷山鉄剣の銘文「辛亥年七月」が西暦 471 年 7 月を示すと思われることからして、少なくとも一部では、かなり早い段階から太陰暦が使用されていたと思われる。また、この早い段階での太陰暦の主たる使用者は朝鮮半島からの渡来人を中心とするグループだったであろう。古事記と日本書紀が参照した原資料に太陰暦による暦日が記録されていたのだと仮定すると、その原資料の記録者は、漢字や暦に精通した渡来人（あるいはそれを含むグループ）であったと考えるのが自然であろう。

さて、天皇が没して新たな天皇が即位したときには、何らかの方法での公式発表があったはずである。そのニュースを伝え聞いた記録者がその日付を記録に留めたのであろう。公式発表がどのように行われたかは不明であるが、例えば、朝廷に仕える豪族に発表が行われ、これが豪族の配下の渡来人に伝わって、日付が記録されたという可能性も考えられる。ただし、太陰暦が公的に使用されるようになるずっと前の段階においては、公式発表を行った側では、没日の太陰暦による日付を確定する必要性は感じていなかったかもしれない。天皇が没し、そのあとの協議を経て新たな天皇が決まったときに、その事実のみを発表したのかもしれない。そうすると、実際に天皇が没した日より幾分かは後になって、それが何日前だったかはっきりしないまま、記録者にニュースが届いたかもしれない。したがって、天皇の本当の没日より後の日付が、天皇の没日として記録された可能性も考えられる。

いま仮に、原資料が 2 種類あって、別々の記録者が別々の文書を作成していたとしてみよう。この場合、記録者までニュースの伝わる早さが異なっていれば、同じ天皇の没日として、少しズレた別々の日付が記録されたというような事も起こりうる。実際、允恭天皇の没日は、古事記では 1 月 15 日、日本書紀では 1 月 14 日となっている。また、雄略天皇の没日も、古事記では 8 月 9 日、日本書紀では 8 月 7 日となっている。

1.3 古代の朝議はどのようになされたか

古代の朝廷においても、軍事や行政に関するさまざまな会議のようなものは行われていたに違いない。むしろ、天皇がその側近と協議して命令を出すというようなことも多かったとは思いますが、天皇自身が多くの意見を聞いて仔細に検討を行ったうえで方針を決めないといけないような問題もあったと思う。中世以後の天皇と異なり、古代の天皇は実際の権力者であって、今で言えば首相や大統領のような行政官の頂点としての役割や最高裁判所長官のような司法の最高責任者としての役割も担っていたのである。したがって、多くの豪族が集まる朝議も行われていたであろう。ただし、豪族の中には比較的遠方に住んでいるものもいたであろうから、必要に応じていつでも朝議を開けるというものではなかろう。おそらく、比較的規模の大きい朝議が定期的に組まれていたのではないかと思う。ただここで考えないといけないのは、暦をみんなが使用する前の段階で、このような朝議をいつ開くかということ全員がわかるように決めるのは困難を伴ったであろうということである。

ここで、一つの推測を述べよう。暦を使っていない人にもわかるように日にちを指定しようと思うと、一番わかりやすいのは月の満ち欠けを使う方法である（結局、太陰暦を使っていることになるが）。月の満ち欠けで一番わかりやすいのは満月の日（太陰暦での15日）であろう。満月の日にみんな集まろうと言うことにすれば、話は簡単と言うことである。雨が降ると困るが、まあそれでも大体のところはわかるだろう。満月の日の利点はもうひとつある。朝議のあと酒宴などもあって夜になるとする。遠くに住む豪族などは夜になって自宅に戻らなければならなくなるが、現代と違って電灯のない時代のことである。暗闇の中で道をたどるには提灯のようなものか、あるいはたいまつのようなものが必要になるが、これが満月の夜ならば月明かりを頼りにできる。満月の日は1ヶ月のうちで最も明るい月が一晩中空に出ており、その意味でも最適な日である。

なお、もしも朝議は1日では済まないのでは幅を持たせる必要があるということなら、半月と満月との間という考え方もある。上弦の月から満月までの約1週間と、満月から次の半月の下弦の月までの約1週間の2つの可能性が考えられる。ただし、後者のほうだと日没後に月明かりのない時間帯ができてしまうので、月明かりの観点からは、前者のほうが理にかなっているように思う。

結論を言うと、古代においては豪族が集まる朝議が定期的に行われていて、それは満月の日（15日）に開かれることもあったし、場合によっては上弦の月から満月の間（8日-15日）に開かれることもあったのではなかろうかというのが、私の推測である。

1.4 結論

はじめに提起した、古事記における天皇の没日の記録が、なぜ月の前半（特に 15 日）に集中しているのかという問題に戻る。

豪族達の集まる朝議が満月の日に（あるいはその少し前から）定期的に行われていたとすると、天皇の交代の正式発表もその場でなされたのではなかろうか？ そして、記録者はその発表日を天皇の没日として記録にとどめたのではなかろうか？ そうすると、15 日が天皇の没日として記録されても不思議はないことになる。これが、疑問に対する私の解決案である。

なお、私自身は、第 17 代履中天皇までは太陰歴とは異なる日本独自の暦（以前の拙文 [2] では「原始暦」と呼んだ）が用いられていたという立場に立つので、太陰歴の使用者が満月の日に行われた発表をその日の太陰歴で記録したという説明は、一見、履中以前には適用できないようにも見える。しかしそうではない。古事記は原始暦による暦日を [2] における変換 (a) を用いて太陰歴に移し替えたというのが、[2] の結論だったのだから、満月の日に対応する原始暦の日付を太陰歴に変換すれば 15 日となるのである。

2 その他の問題

2.1 允恭天皇以後の没年月日に関する古事記と日本書紀の比較

表 1 の天皇の没年の部分を眺めると、第 19 代の允恭天皇以降では、古事記と日本書紀のズレは数年程度に留まっている事がわかる。日本書紀のそれ以前の部分は、天皇没年の間の間隔が開きすぎていてそのまま受け取るわけにはいかないので別の考察が必要となるが、允恭天皇以後に関しては、古事記・日本書紀共に、原資料（複数あったかもしれない）に基づきできるだけ正しい年月日を決めようと努力したように思える。そこで、允恭天皇以降について古事記と日本書紀における天皇没年月日を比較検討してみよう。

まず第 19 代允恭天皇と第 21 代雄略天皇に関して古事記と日本書紀を比較すると、月日の部分はほぼ一致しているのにも関わらず、年がズレていることがわかる。この理由について考えてみよう。月日の部分がほぼ一致することからして、太陰歴による記録が原資料に残っていたことは確かだと思われる。しかも、日にちが微妙に異なることからすると、古事記と日本書紀の参照した原資料は別物だった可能性も見てとれる。では、年の違いはなぜ起きたのだろうか？

ひとつの推測であるが、月日に比べると年の部分は記録に残りにくいということはある

のではないかと思う。現代でも、文書に日付を書くときに、何年何月何日と年まで指定する必要がある場合というのはそんなに多くはない。単に何月何日と書けば、それが2年後や2年前だと思って誤解されることはない。允恭天皇と雄略天皇の没年月日の場合、原資料の書き手の側に歴史の記録者としての意識があれば別だが、そうでなければ、単に月日のみが記録されたということもあり得るのではないか？ そうだとすると、古事記・日本書紀はなにがしか別の理由付けにより、年を決定したのであろう。その理由付けまではわからないが、ここで違いが出てしまったとしても不思議はないかもしれない。

次に、それ以後の部分について見てみよう。ここで気がつくのは、第26代継体天皇、第27代安閑天皇、第30代敏達天皇に関しては、古事記と日本書紀で全く別の日付が記されているということである。より正確には、古事記のほうが日本書紀よりかなり早い没年月日を記している。これに関して、ひとつ思いつく仮説を述べる。歴史の上で生前退位した最初の天皇は第35代皇極天皇^{*3}ということになっている。つまり、それまでの天皇の交代はすべて前天皇の死去を受けて行われたことになっている。しかし、これは私にはあまり信じられない。

天皇がなんらかの理由でいきなり死去することもあるであろうが、病床について一定期間の後に死亡するほうが普通であろう。先にも述べたように、古代の天皇は真の意味での最高権力者であって、中世以後の象徴的天皇^{*4}とは異なり、ある意味、激職についていたと言えると思う。したがって、天皇が病床に伏して職務を継続できなくなった場合には、天皇の職務を代行する人物が必要になるであろうし、その人物が次の天皇になることもあったであろう。つまり、権力者の実質的交代は前権力者の死去より、かなり前に行われたことの方が多かったのではないかと思う。そうすると、天皇の交代時期としてどちらを取るかで2種類の日付があり得る事になる。ところで、天皇という名称は天武天皇の頃に中国の皇帝制度の影響を受けて用いられるようになったものであり、それ以前には大王（オオキミ）という名称が用いられていた。天皇の威厳を高めるために、中国の制度を模倣して即位の儀式などをおごそかに行うようになったのはこの頃ではなかろうか。また前天皇の死去を受けて次の天皇が即位するのがあるべき形であるという観念が定着したのもこの頃のことではないだろうか？ それ以前はもっとおおらかな形で存在し交代していた実質的支配者としての大王を、中国の皇帝に比すべき至高の天皇として位置づけるにあたり、古事記・日本書紀は、天皇の死去により交代が起きたことにしてしまっ、ある意味、

^{*3} 推古天皇の2代後に即位した、日本で二人目の女性天皇。大化の改新（乙巳の変）で、息子の中大兄皇子（のちの天智天皇）が蘇我入鹿を暗殺したのにショックを受けて、皇位を投げ出した事になっている。その後、重祚して第37代斉明天皇となった。

^{*4} 後醍醐天皇は除く

形を整えたのではなかろうか。そうすると、大王が交代した日付と前大王の死去した日付のふたつのうちのどちらを記紀に記すかを選択する必要がある。古事記は権力者の交代の起きた日付を採用し、日本書紀は前権力者の死去の日付を採用したのではなかろうかというのが私の仮説である。

2.2 推古天皇の没日について

推古天皇の没日は、古事記には

戊子年三月十五日癸丑

と記されている。最後の癸丑は干支日であろう。古事記の13件の日付のうちで干支日が記されているのは、この一番最後の推古天皇のみである。ところが、西暦628年の太陰歴3月15日の本当の干支日は癸丑ではなく辛酉である。西暦628年の太陰歴3月において干支日が癸丑になるのは、実は3月7日であり、これは日本書紀における推古没年月日と一致している。これは一体どう解釈すべきであろうか？ この問題は古くから知られているようであるが、決定的な解答はないようである。私にもわからない。

一番最後の日付にわざわざ干支日を書き加えたのは、古事記の用いた暦を暗黙のうちに読者に伝えるためのサインではないかと勘ぐりたくなるが、そうすると、古事記は通常の太陰歴とは異なる暦を使っていたことになり、私のここまでの考察もすべて無に帰する事になる。それでも以前、私は古事記が別の暦を使っていた可能性について考えてみたことがあったのだが、いくつかの理由でそれも考えにくい。

古事記の参照した原資料には3月15日とあり、これとは別系統の情報として、干支日が癸丑であるというものもあって、古事記は両者をあわせ記したのではないかというのが、ひとつの可能性として考えられるが、真相は不明である。この問題は宿題としておく。

3 あとがき

戦前の国粹主義的な日本では、日本書紀の記述に異を唱えることは、皇室の権威を損なうものとしてはばかられており、例えば神武天皇が西暦紀元前660年に即位したことも史実として教えられていた。もちろん、もののわかった人には、これが嘘っぱちであることは自明の理であっただろうと思う。例えば、津田左右吉は記紀の記述に疑問をなげかける学説を唱えたために不敬罪にあたるとの攻撃を受け、早大を辞職させられ出版罪で起訴されて有罪となった。小川清彦は日本書紀の暦に関する画期的な研究の発表を断念さ

せられ、失意のうちに世を去った。ところが、戦後になって風向きが変わり、津田左右吉の学問的後継者である井上光貞らにより徹底的な古事記・日本書紀の資料批判が行われ、記紀の記述には作り事が多いということで、その歴史研究への活用に対する慎重論が強まった。これは十分意義のある事だったと思う。しかし、行き過ぎた部分もあるように感じる。

私は国粹主義とは反対の立場をとるが、記紀を学問的に見直す事は古代史の研究には十分意味のあることだと思う。むしろ日本書紀には、国家の正史としての形式を整え、また権力者の都合のよいように歴史を改編するために、歪められた部分も多いであろう。古事記については、それが偽書であるという説も根強くあって、信用できないという考えもあり得るかもしれない^{*5}。しかし私には、記紀に現れる話は完全な作り事には思えない。神武天皇や、その後のいわゆる欠史八代（第2代綏靖から第9代開化まで）に関しても元になる伝承はあったのだろうと思っている。さらに、それ以前の神話の部分についても民間伝承のようなものはあっても不思議はないと思っている。特に古事記は、古伝承を素直に伝えているような気がして、ある程度信用してもいいのではないかと思う^{*6}。

私の考察してきた暦日に関して言えば、確かに日本書紀の暦日のほとんどが偽造されたものであることは明確であろう。しかし、古事記に現れるわずか13件の暦日を見ると、これが作り物であるとは到底思えない。作り物ならば、他の天皇の没日もどうして作らなかったのかという気がする。崇神や反正のように年月日のうちの月までしか書いてないところもあることも考えると、古事記は、資料に基づきわかるところをわかる範囲で書いたのではないかと思えてくる。

[2]を含む私の考察が、宝賀[3]などの古事記の暦日に対する疑問を、ある程度払拭するのに役立つことを願う。

参考文献

- [1] 貝田禎三：「古代天皇長寿の謎 -日本書紀の暦を解く-」，六興出版，1985。
 [2] 谷崎俊之，倭人の暦を探る，数学セミナー 55(7) 40-45 2016年7月。http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/il/meta_pub/G0000438repository_111F0000004
 [3] 宝賀寿男：「神武東征」の原像」，青垣出版，2006。

^{*5} 現在では、上代特殊仮名遣いの研究から、古事記の偽書説は序文を除いては根拠のないものと考えられているようである。

^{*6} 本居宣長と近いかもしれない。